

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	7	担当課	森林整備課
法令名	地すべり等防止法	根拠条項	36-1	不利益処分の種類	受益者に対する工事の費用の命令	
<p>都道府県知事は、その施行する地すべり防止工事によって著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。</p>						